

東京

# いきいき

## 通信

# Vol. 34

東京都後期高齢者医療広域連合  
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期  
高齢者医療制度を運営する特別地方公  
共団体(自治体)です。

令和5年(2023年)  
3月11日発行

今号の  
主な  
記事

マイナンバーカードを  
保険証として利用できます!

P.3

令和5年度 保険料のお知らせ

P.4~  
P.5

最後に「健診」を

あれ…?

# 受けたのは いつだった かな?

新型コロナウイルス感染症が  
流行り始めてからは  
「健診」も控えていたっけ…。  
3年も経つとさすがに心配だわ。

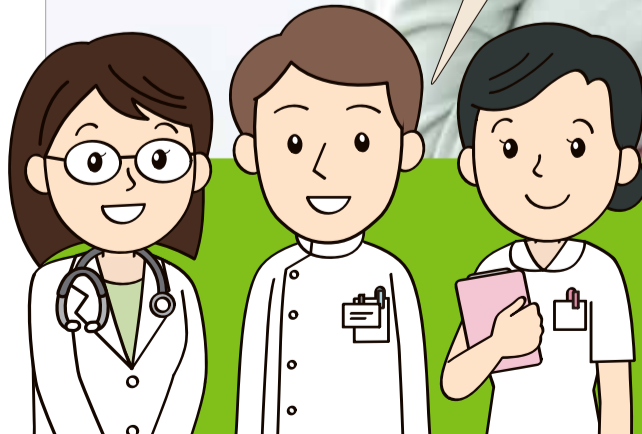
新型コロナウイルス感染症の  
世界的流行が始まったのは  
今から約3年前(2019年末ごろ)です。

自分のため、家族のため、  
健康診査を受けましょう。

心や身体の異常は、  
見た目だけではわかりません。

特集

今年は健康診査を受けよう! P.2 へ



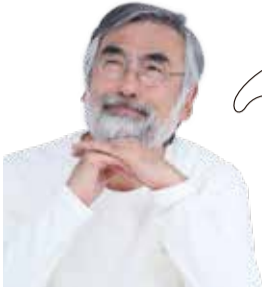
## 特集



### 私、健康には自信があるから大丈夫だと思うの…



自覚症状のないまま、病気が進行することも…。今までの健診結果が良かったからといって、今年も大丈夫かどうかは、健診を受けなければ誰にもわかりません。



### 感染症にかかるのも怖いし、行かなくてもいいかと…



医療機関・健診実施機関では、換気や消毒などの感染症対策をしています。もちろん、受診の際、ご自分で事前に体温を測定するなど体調に問題がないことの確認や、マスクの着用、受診前後の手洗い・うがいは大切です。



### 持病で通院はしているから、健診は必要ないでしょ…



ほかの病気の早期発見・予防のために、健診を受けてみましょう。ご自分では気づきづらいお身体のトラブルが見つかることがあります。



今年は健康診査を受けよう!



## 「健診」は健康長寿への第一歩!

## 健康診査を受診するには?

お住まいの市区町村から、**受診券などが送られてきます。**  
**被保険者の方は、年に1回、健康診査を受けることができます。**

### 対象者

#### 後期高齢者医療制度に加入している方

※養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等の施設に入所・入居している方や、病院等に入院中の方は対象とならない場合があります。

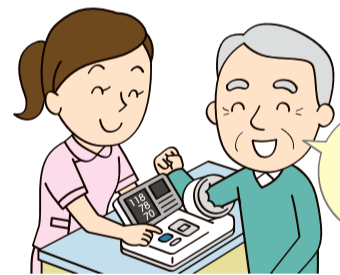
### 健診項目

- 1 診察 (問診・計測・血圧測定など)
- 2 血液検査
- 3 尿検査

### 費用

自己負担金 **500円**

※市区町村により自己負担金がかからない場合があります。



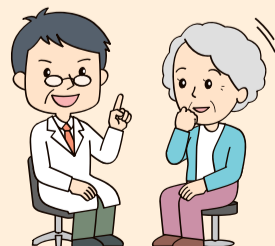
早期発見



受診方法など、詳しくはお住まいの市区町村にお問合せください。

### 生活習慣病の治療を中断していませんか?

- ・自覚症状が無くても病状が悪化している可能性があります。
- ・医師の治療を受けながら、健康的な生活習慣を心がけましょう。



### 心の健康・お口の健康にも努めましょう!

- ・高齢者のうつ増加が心配されています。気分の落ち込み(うつ症状)が2週間以上続くときは注意が必要です。かかりつけ医や心療内科等で相談してみましょう。
- ・歯科健診などで定期的にお口のチェックと口腔ケアを。バランスの良い食事など、ご自分での習慣的なセルフケアも大切です!







# マイナンバーカードを 保険証として利用できます！

一部の医療機関や薬局の受付では、  
マイナンバーカードを保険証として  
利用することができます

利用開始時期は医療機関や薬局によって異なります。  
マイナンバーカードの保険証利用が導入されていない  
医療機関・薬局では、引き続き保険証の提示が必要です。

## マイナンバーカードに関する Q & A

ステッカーと  
ポスターが目印！



### Q 保険証として利用するにはどうすればいいの？

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、あらかじめ  
申込を行う必要があります。利用  
の申込は、マイナポータルやセブ  
ン銀行のATM、医療機関・薬局  
に備え付けの顔認証付きカード  
リーダーから行うことができます。



スマホからでも  
申込できる！

マイナ  
ポータルは  
こちらから



### Q どこで利用できるの？

目印となる「マイナ受付」ステッカーやポスターが掲示されてい  
る医療機関や薬局で利用できます。



目印 ステッカー



目印  
ポスター

### Q 医療機関や薬局で どうやって保険証として利用するの？

1 医療機関や薬局の受付で、  
マイナンバーカードを顔認  
証付きカードリーダーに置  
いてください。

2 マイナンバーカードのIC  
チップにある電子証明書に  
より、医療保険の資格をオ  
ンラインで確認します。

※顔写真は機器に保存されません。

● 厚生労働省のホームペー  
ジでも利用できる医療機関・  
薬局をご案内しています。

厚生労働省  
ホームページは  
こちらから



### Q マイナンバーカードをまだ持っていないときは どうすればいいの？

マイナンバーカードの交付申  
請については、「マイナンバー  
カード総合サイト (J-LIS)」を  
ご確認ください。

マイナンバーカード  
総合サイト (J-LIS) は  
こちらから



## どんないいことがあるの？

いいことが  
いっぱい！



### ■ より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めて受診する医療機関でも、特定健診情報  
や今までに使った薬剤情報を医師等と共有でき、より適切な医療が受  
けられるようになりました。

※薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できる  
ようになりました。

### ■ 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度  
額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

### ■ 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処  
理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

### ■ 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、令和3年11月から、自分の特定健診情報を順  
次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりま  
した。

※特定健診情報は、令和2年度以降に実施したものから5年分 (直近5回  
分) の情報が閲覧できるようになりました。

### ■ 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格  
確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期  
待できます。

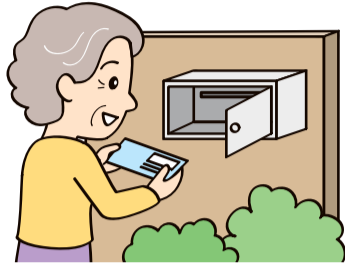
### ■ 保険証としてずっと使える！

引越をしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使うことが  
できます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



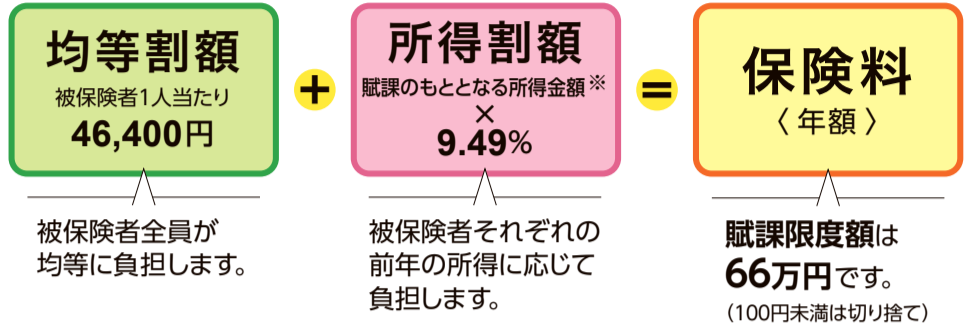
# 令和5年度 保険料のお知らせ

## 7月ごろに送付します



7月ごろ、令和5年度の保険料額を記載した通知書をお住まいの市区町村から郵送します。

## 令和5年度の保険料の決め方



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

## 保険料の納め方

### 特別徴収 | 公的年金※からの引き落とし

- 対象 ①②の条件を満たす方が対象です。 ※介護保険料が引かれている年金
- ①公的年金の受給額が年額18万円以上
  - ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下

### 普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

- 対象 ●特別徴収の対象とならない方 など
- ※なお、年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。



普通徴収の方には納付忘れの心配がなくおすすめです!

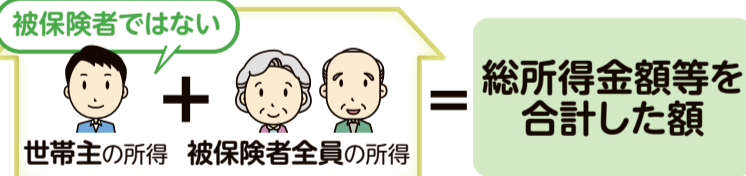
**口座振替**をご利用いただけます

- 被保険者本人の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座の指定も可能です。
- 国民健康保険料(税)の口座振替は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

## 保険料の軽減

### 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」(下図)に応じて、一定の割合で軽減します。



表① 均等割額軽減基準表

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 29万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × (被保険者数) 以下	2割

- 65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
- 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
- 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

### 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額※(本ページ上段※参照)」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

### 被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった方が対象です。国保・国保組合は対象外となります。
- 低所得による均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし



## 保険料の計算例

年金収入170万円のみ  
単身世帯



「軽減」を受けられる？

- 令和5年4月～令和6年3月分の計算例です。
- 年度途中で新たに加入されたり、他道府県から転入された場合は、月割で計算します。

### 均等割額

1 まずは基準額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{r} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{高齢者特別控除額} \\ 15\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{基準額} \\ 45\text{万円} \end{array}$$

基準額45万円の軽減割合は5割となります(P.4表①)

2 軽減に該当する場合、均等割額に、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 46,400\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{軽減後の割合} \\ (10\text{割}-5\text{割}) \end{array} = \begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 23,200\text{円} \end{array}$$

5割軽減後

### 所得割額

1 まずは賦課のもととなる所得金額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{r} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{基礎控除額} \\ 43\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額17万円の軽減割合は25%となります(P.4表②)

2 賦課のもととなる所得金額に、所得割率を掛け、軽減に該当する場合は、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{r} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{所得割率} \\ 9.49\% \end{array} \times \begin{array}{r} \text{軽減後の割合} \\ (100\%-25\%) \end{array} = \begin{array}{r} \text{所得割額} \\ 12,099\text{円} \end{array}$$

25%軽減後

### 1年間の保険料額

5割軽減後

均等割額  
23,200円

25%軽減後

所得割額  
12,099円

保険料額  
35,200円

100円未満は切り捨てます。

## 保険料の減免

次のようなときで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

- 災害により大きな損害を受けたとき
- 事業の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少したときなど

おしらせ



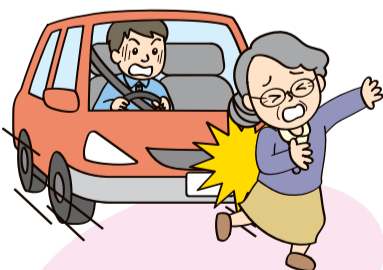
## 事故でケガをしたら



原則は加害者(相手)が負担します

交通事故などのケガで医療機関などを受診された場合の医療費は、**加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則**です。

### 事故によるケガの主な例



自動車等による事故で受けたケガ



暴力行為により受けたケガ

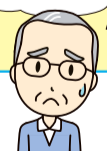


他人の飼っている動物にかまれて受けたケガ

保険証を使用して受診することも可能です。

受診の際は、医療機関に「事故による受診である」ことを申し出てください。

事故によるケガです



受診後は…

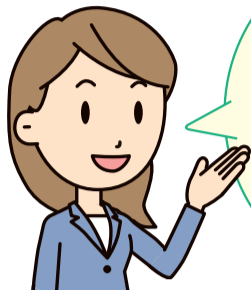
- 1 お住まいの市区町村の担当窓口へ、連絡・届け出を行ってください。
- 2 広域連合が医療費(保険給付分)を一時的に立て替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。



# 医療費が高額になったとき、 高額療養費制度\*を申請しましょう！

※1か月ごとの自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給(払い戻し)されます。所得額等の諸条件によって、上限額は異なります。

## 支給を受けるには



- 1 対象の方に診療月から最短で4か月後に申請書がご自宅に届きます(事前申込不要)。
- 2 申請書を同封の返信用封筒でお住まいの市区町村の担当窓口宛てに返送してください。(直接持参も可)



★本人確認の書類などが必要です。

★詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口まで。

## 例 広域太郎さんの場合



どれくらい  
支給  
されますか？

単身世帯

負担割合…1割 所得区分…一般I  
外来の限度額 18,000円

### 計算の仕方 4月の病院での自己負担額

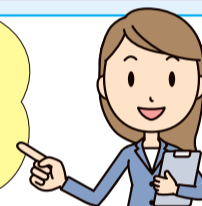
- 1 自己負担額の合計を計算します。  

$$\begin{matrix} \text{A病院} \\ \text{外来} \end{matrix} \text{自己負担額 } 6,000\text{円} + \begin{matrix} \text{B病院} \\ \text{外来} \end{matrix} \text{自己負担額 } 16,000\text{円} = \text{合計自己負担額 } 22,000\text{円}$$
- 2 払い戻される金額を計算します。  

$$\text{合計自己負担額 } 22,000\text{円} - \text{限度額 } 18,000\text{円} = \text{4,000円}$$



太郎さんの場合  
4,000円が  
支給されます！



### ■ 1か月の自己負担限度額(令和4年10月診療分から)

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円*2)	57,600円 (多数回44,400円*2)
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円*2)	57,600円 (多数回44,400円*2)
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円*2)	57,600円 (多数回44,400円*2)
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%または 18,000円のいずれか低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円*2)
		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円*2)
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円*2)
		住民税非課税等*1	区分Ⅱ 24,600円 区分Ⅰ 15,000円

- ※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方。  
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。
- ※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。



# 自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮措置)

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が1割から2割になった場合の外来医療の自己負担増加額の上限を1か月(月の1日~末日)で最大3,000円までとします(医療機関窓口での自己負担額が3,000円になるわけではありません)。

配慮措置の適用がある場合、医療機関窓口での自己負担額は、「医療費の1割分」に「医療費の2割分と1割分の差額(上限額:月3,000円)」を加えた金額となります。

### 例: 1か月の間に計3回、複数の医療機関を受診した場合

受診日	医療機関	医療費			配慮措置を適用した場合		
		10割分	2割分(a) 適用がない場合の 自己負担額	1割分(b)	差額(a-b)	自己負担増加額(c) 上限額:月3,000円	窓口での自己負担額(b+c)
4/1	A病院	50,000円	10,000円	5,000円	5,000円	3,000円*1	8,000円
4/2	A病院	40,000円	8,000円	4,000円	4,000円	0円*2	4,000円
4/3	B病院	20,000円	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円*3	4,000円
合計		110,000円	22,000円	11,000円	11,000円	5,000円	16,000円

- ※1 自己負担増加額は上限額までとなります。  
 ※2 同一医療機関を2回以上受診した場合、1か月の自己負担増加額が上限額に達した段階で、それ以降の窓口での自己負担額は実質1割分のみとなります。  
 ※3 複数の医療機関を受診した場合、窓口での上限額の適用は医療機関ごとのため、自己負担増加額の支払いが上限額を超えてしまう場合があります。上限額を超えて支払った金額は後日、高額療養費として支給(払い戻し)します。

窓口での自己負担額が22,000円から16,000円に減額され、自己負担増加額5,000円のうち、上限額を超えて支払った2,000円(表中※3)は後日、高額療養費として支給(払い戻し)するので、実際の自己負担額は14,000円となります。





# 医療と介護を合わせた自己負担額が高額になったとき

## 高額介護合算療養費が支給される条件は？

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険（後期高齢者医療制度）の自己負担額と介護保険の利用者負担額の、世帯での合算額が、下表の**自己負担限度額を超えた場合**、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から超えた金額が支給されます。

### ■ 1年間の世帯単位の自己負担限度額

負担割合	所得区分	基準額 (後期高齢者医療制度 +介護保険制度)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得：690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得：380万円以上	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得：145万円以上	67万円	
2割	一般Ⅱ	56万円	
	一般Ⅰ	56万円	
1割	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

### 注意

- 1 医療保険（後期高齢者医療制度）の自己負担額と介護保険の利用者負担額のいずれかが、世帯で0円の場合は、対象となりません。
- 2 計算の結果、支給額が500円を超える場合のみ支給します。
- 3 手続きには、マイナンバーの記入が必要です。



### 令和3年度分

**対象の方に**  
「支給申請について  
のお知らせ」を送ります



**令和5年3月**に、表中の自己負担限度額を超える見込みの方に  
令和3年度分（令和3年8月1日～令和4年7月31日）の  
「**支給申請についてのお知らせ**」を送ります。

お手元に届きましたら、申請書を記入し、必要書類と合わせて、同封の返信用封筒  
でお住まいの市区町村の担当窓口宛てに返送してください。（直接持参も可）

### 令和2年度分

**申請は**  
お済みですか？



**令和4年3月**に、令和2年度分の  
「**支給申請についてのお知らせ**」を送りました。

まだ申請されていない場合は、すみやかにご提出ください。



**対象者** ● 令和2年8月から令和3年7月末の期間に  
表中の自己負担限度額を超えた方



### 注意

お知らせを受け取ってから2年を  
過ぎると申請ができなくなります。



## 広域連合議会報告

会議録・議決結果  
広域連合ウェブサイト「東京いきいきネット」



広域連合議会は、東京都62市区町村の議会議員から選ばれた31名の議員で構成されています。主に条例の制定改廃、予算、決算などの議案について審議し、議決を行います。  
なお、定例会、臨時会の会議録は、広域連合ウェブサイト「東京いきいきネット」をご覧ください。

### 1 令和4年に開催された議会の主な議案

第1回定例会 令和4年1月28日	● 令和4年度当初予算 ● 令和4・5年度の保険料率に係る条例改正 等
第1回臨時会 令和4年7月28日	● 副広域連合長（区の長、市の長、知識経験者選出）の選任の同意 ● 監査委員（議員選出）の選任の同意 等
第2回定例会 令和4年11月28日	● 令和3年度決算の認定 ● 令和4年度補正予算（第1号） 等

### 2 令和5年1月に開催された議会の主な議案

第1回定例会 令和5年1月26日	● 令和4年度補正予算（第2号） ● 令和5年度当初予算 等
---------------------	-----------------------------------



### 募集

## 当広域連合運営会議の 委員を募集します

当広域連合の運営に関する重要事項について審議をする「東京都後期高齢者医療広域連合運営会議」の公募委員を募集します。

**応募資格** 令和5年4月1日現在で  
都内に住所を有する満18歳以上の方

**募集人数** 2名

**任期** 令和5年7月から2年間（予定）  
※会議は年3～4回を予定

**その他** 応募方法等の詳細については、下記QRコードを参照し、広域連合ウェブサイト「東京いきいきネット」に掲載の募集要項等でご確認ください。

公募委員の募集  
広域連合ウェブサイト「東京いきいきネット」



# レンジで簡単! いきいき レシピ

1人分  
 エネルギー ..... 48kcal  
 たんぱく質 ..... 6.7g  
 脂質 ..... 0.2g  
 食塩 ..... 1.5g

つくって  
みよう!

## チンゲンサイの かにあんかけ



❖材料(2人分)  
 チンゲンサイ ..... 200g ◎和風だしの素(顆粒) ..... 小さじ1/2  
 かに缶 ..... 小1缶(70g) ◎しょう油 ..... 小さじ2  
 片栗粉 ..... 小さじ1 ◎酒 ..... 小さじ2  
 水 ..... 1/4カップ

❖作り方  
 ① チンゲンサイの葉は5cmの長さに切り、軸は縦十字に4等分する。  
 ② かに缶は、身と汁にわけておく。  
 ③ 耐熱ボウルに水、◎の調味料、かに缶の汁を入れて混ぜ合わせる。  
 ④ かにの身をほぐし、片栗粉をまぶし、③に加え、その上に①をのせる。  
 ⑤ ふんわりとラップをかけ、電子レンジ(600W)で5分加熱する。  
 →加熱時間は電子レンジの機種によって調整してください。  
 ⑥ 電子レンジから取り出し、全体を混ぜ合わせ、皿に盛りつけて完成。  
 →耐熱ボウルが熱くなっているので気を付けましょう!

監修:村上祥子(料理研究家・管理栄養士・公立大学法人福岡女子大学客員教授)

お問合せは 「広域連合お問合せセンター」へ

制度の  
ことは

制度についてわからない点などは、お気軽にお問合せください。

☎0570-086-519 FAX 0570-086-075

PHS・IP電話の方は ☎03-3222-4496

土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く9時から17時まで受け付けています。



※ 質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの対応内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

保険料の  
支払い方法や  
個人情報を含むことは

お住まいの市区町村の担当窓口へ

## お住まいの 市区町村の 後期高齢者医療制度 担当窓口

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111(内線)2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111(内線)2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-4148
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111(内線)147・148・149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111(内線)2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111(内線)1217・1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011(内線)71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111(内線)319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111(内線)2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111(内線)3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111(内線)1400・1402・1406

市区町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-5211-4206
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111(内線)137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111(内線)3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111(内線)1025~1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-29-9219
港区	国保年金課	03-3578-2111(内線)2654~2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111(内線)135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ウェブサイト  
「東京いきいきネット」



いきいきネット | 検索 🔍  
 URL <https://www.tokyo-ikiiki.net>  
 電子メール [call@tokyo-kouikicenter.jp](mailto:call@tokyo-kouikicenter.jp)

「後期高齢者医療制度の  
しくみ」



東京都後期高齢者医療広域連合  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1  
 東京区政会館15~17階